

平成29年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成29年9月11日（月）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三 枝 子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮 久 保 勝
9番 三 須 清 一	10番 須 藤 喜 一 郎

4. 出席事務局職員

局 長	渡 辺 唯 男
次 長	成 嶋 文 夫
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第3号 我孫子市生産緑地法買取り申出証明事務に関する規程の一部改正（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 それでは、ただ今から平成 29 年第 9 回我孫子農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10 番 須藤喜一郎委員

1 番 嶺岸勝志委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 1 件です。

議案第 3 号は「我孫子市生産緑地法買取り申出証明事務に関する規程の一部改正（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 9 月 11 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の畑 10 筆、合計面積は 2 万 692m²です。JR 〇〇〇駅の北側約

3 km に位置しています。位置図は議案資料の 6 ページになります。

譲受人は柏市の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 1 号整理番号 1 について調査結果を報告します。譲受人立会
いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約 5.11 ヘクタールです。農作業従事日数
は、本人と妻及び子がそれぞれ年間 230 日です。トラクター、農用車などを所有してい
ます。

経営農地については柏市にも確認しましたが、すべて効率的に耕作していて、農地の下
限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな
いため、第 2 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会の報告は以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ご
ざいませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願
いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 は原案どおり許可することに決定いたしました。
続いて、整理番号 2 について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。整理番号 2 の説明をいたします。議案資
料は 11 ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は 993m²です。JR〇〇〇駅の北側約 3 km に位
置しています。位置図は議案資料の 6 ページをご覧ください。

譲受人は整理番号 1 と同じ柏市の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人立会
いの下、現地調査を行い、審議しました。

議案書の現況地目が田となっておりますが、現地調査では畑となっております。

譲受人の農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第
2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断になりました。
以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ご
ざいませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願
いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。
続いて、整理番号3について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページの下段をご覧ください。整理番号3の説明をいたします。議
案資料は19ページからとなります。

申請地は〇〇地先の田一筆、面積は743m²です。JR成田線〇〇駅の北東側約2.5km
に位置しています。位置図は議案資料の22ページをご覧ください。

譲受人は中峠の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号3について調査結果を報告します。譲受人立会
いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約63.9アールです。農作業従事日数は本
人が年間250日、弟が120日です。トラクターを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件

も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

中野委員。

中野栄委員 この土地ってこの〇〇さんの土地とくっ付いていて、今現在〇〇さんの耕作しているところですか。

三須清一会長 以前現地確認したところですよ。

中野栄委員 多分現地は〇〇さんの田んぼと一体となっていますよね。

三須清一会長 はい。

中野栄委員 分かりました。

三須清一会長 現地を確認したところ杭はきちんと打ってあったので、ここまでが自分の土地で、ここからが市役所の土地だということです。

中野栄委員 てっきりあそこは皆〇〇さんの農地だと思っていたので、最初から伺おうと思っていました。

三須会長 分かりました。

嶺岸委員 いいですか。

三須清一会長 はい、嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 我孫子市、現地を実際に見に行つて許可相当と思っていますけど、我孫子市が今まで持っていたのはどういうことだったんでしょうね。事務局のほうでもし分かれば。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 再開します。

事務局。

事務局 あそこの土地は湖北村時代から所有していた土地でありまして、そのまま現在に至ったという状況です。

以上です。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年9月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は26ページからとなります。新規の賃借件設定です。

設定農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は3,457m²です。借受者は株式会社めりんだで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して年額〇万円で、期間は6年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 借受者の経営面積は借受地を含め、約1.15ヘクタールです。トラク

ターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり決定することとしました。

宮久保調査会長は自席にお戻りください。

続いて、議案第3号「我孫子市生産緑地法買取り申出証明事務に関する規程の一部改正(案)について」を議題とします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書5ページをお開きください。

議案第3号「我孫子市生産緑地法買取り申出証明事務に関する規程の一部改正(案)について」この会の意見を求めます。提出日平成29年9月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

今回の改正は生産緑地法施行規則第2条が資料28ページにあるとおり追加されたため、条文の整理などをするものです。具体的には規程の「趣旨」の中、第2条を第3条に、さらに第4条の「総会における審議等」を「総会における審議と証明書の交付等」に改めました。

議案書の6ページをお開きください。4条2項を改正後の記載のとおり、より丁寧で分かりやすいように改正するものです。

読み上げます。

「前項の審議の結果、従事者に該当すると決定したときは生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を、該当しないと決定したときはその旨を記した書面を、証明願を提出した者に交付するものとする」ということとなります。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。「我孫子市生産緑地法買取り申出証明事務に関する規程の一部改正(案)について」を議案のとおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり改正することに決定いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は駐車場です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は駐車場です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。農業経営基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分したものです。

報告第4号は「生産緑地のあっせんについて」です。市長より平成29年8月18日付けで「生産緑地のあっせん」が求められています。委員の皆様のお知り合いの農業者で生産緑地を取得の方がいらっしゃいましたら、お手数ですが10月5日までに事務局へ連絡していただきたいと思えます。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会平成29年第9回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人